

平成27年2月4日

猪名川町長 福田長治 様

猪名川町特別職報酬等審議会
会長 園田 寿


特別職報酬等の額について（答申）

平成26年12月19日付、猪総第344号をもって諮問のあった標記のことについて、審議の結果、別紙のとおり答申します。

答申

本審議会は、平成26年12月19日付猪總第344号をもって諮問のあつた、制度改正に伴い教育長が特別職となった場合の教育長（以下「新教育長」という。）の給料及び手当の額のあり方について、平成26年12月19日、平成27年1月16日及び1月30日の3日間にわたり会議を開催し、公平・中立な立場に立って慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので、ここに答申する。

記

（主文）

新教育長の給料の月額については、674,000円とすることが適当である。

（理由）

1 審議の要約

審議にあたっては、県内各市町や類似団体の特別職等の給料等の支給額及び、本町の財政状況や人事院勧告の実施状況、新教育長制度の内容等、その他あらゆる資料とともに幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な視点で慎重審議を重ねた結果、上記の結論に達したものである。

2 審議の経緯等

本審議会は、概ね2年に1度開催し町の特別職等の報酬について審議を行ってきた。平成25年度においても、議員報酬、町長及び副町長の給料額と共に教育長の給料額についても審議を行い、適正額について答申を行ったところである。このことを踏まえ、社会情勢の反映や近隣市町との均衡は図られていると判断し、町の財政状況においても、財政力指数や経常収支比率等の各種数値で見る限り、概ね健全性が保たれているものの、財政状況によって報酬を変えるような大きな変化はないことを前提として協議を行った。

新教育長は、平成27年4月1日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と教育長の職務が統合されることで新たに設置される職であることから、その給料等を審議するにあたっては、その職務内容、職責、現行制度からの変更点等を基に審議を進めることとなった。

今年度の法改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体と教育委員会との連携の強化等、教育制度の抜本的な改革として実施されたものである。その中で、新教育長においては、現在の教育委員長の職務・職責を担い、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされた。

また、地域住民の民意や地域における教育上のさまざまな重要課題への迅速な対応等保護者のニーズに適切に対応し、総合的に子どもたちが健やかに成長できる教育活動を推進するにあたり、新教育長の担う役割に期待するところは大きく、現行制度から追加される職務・職責を給料に反映させる必要性に鑑み、教育委員長の報酬額程度を加算することが適正と判断した。

3 おわりに

本年度の審議においては、新たに設置される職に対して、その担うべき職責・職務を中心に協議を行い結論に至ったものである。今後、制度施行に伴い参照すべき事項や、社会経済情勢、町財政状況等の急激な変化が生じた際には、その都度、必要に応じた見直しが行われることを期待する。

平成27年2月4日

猪名川町特別職報酬等審議会

会長	園田寿
会長職務代理	枝松幸子
委員	安井一弘
委員	坂井征雄
委員	家門正幸
委員	井上佐江子
委員	鍋谷將